

## 次期子どもに関する総合計画の策定について

### 1 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方について(答申)

令和 6 年 6 月 10 日になごや子ども・子育て支援協議会から答申がありました。

#### 【概要】

市は、「なごや子どもの権利条例」に基づき「子どもに関する総合計画」に従い、子ども・若者・子育て支援施策を推進してきた。個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっているとは言えないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子どもの権利条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

#### I 計画策定の考え方

##### 策定の趣旨、計画の位置づけ

- なごや子どもの権利条例 20 条により定められた、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画としての位置づけが明確にされていることから、以下の位置づけは適当と考える。
  - 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
  - こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
  - 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する
- 「こども大綱」を勘案する計画であることから、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけることも検討されたい。

##### 計画の期間

- 計画期間を令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とすることは適当と考える。

##### 計画の対象

- 「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

## 計画の基本的な視点

- (1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- (2) 当事者参画の視点
- (3) 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点
- (4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点
- (5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

## II めざす姿

### めざすまちの姿

- なごや子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」を柱とすることが望ましい。

#### 【諮問時の骨子案におけるめざすまちの姿（案）】

- (1) 子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち
- (2) 子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にすまち
- (3) 子どもの特性などを考慮しながら、子どもの成長を支えるまち
- (4) 子どもと関わり育てることに喜びを感じられるまち

### めざす姿

- 現行計画において、計画の対象である「子ども」「若者」「子育て家庭」「社会」それぞれの 10、20 年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。

#### 【諮問時の骨子案におけるめざす姿（案）】

対象	めざす姿
子ども	安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども
若者	自らの居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者
子育て家庭	保護者が仕事と家庭生活のバランスを図りながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社会	子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

## 成果指標

- めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、対象それぞれの指標を用いることは適切と考える。

### 【諮問時の骨子案における成果指標（案）】

対 象	成 果 指 標
子 ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分のことを好きと答える子どもの割合</li> <li>○いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合</li> <li>○まわりの子の意見を大切にしながらも、自分の意見を言える子どもの割合</li> <li>○今の生活に満足している子どもの割合</li> </ul>
若 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほっとできる場所、居心地のよい場所がある若者の割合</li> <li>○5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合</li> <li>○他の人に必要とされていると感じる若者の割合</li> <li>○社会のために役に立ちたいと思う若者の割合</li> </ul>
子育て家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者が子育てを通じて幸せを感じた割合</li> <li>○子育てに関する悩みや困りごとを相談する相手や場所がある保護者の割合</li> <li>○仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合</li> <li>○仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合</li> </ul>
社 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもにとって大切な権利が保障されていると感じる子どもと子育て家庭の割合</li> <li>○子ども・子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合</li> <li>○地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合</li> <li>○名古屋市の子ども・子育て支援策に満足していない子育て家庭の割合</li> </ul>

## Ⅲ 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

## IV 施策・事業

### 施策一覧

(1)	子どもの権利を守り生かすことへの支援	(11)	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
(2)	子どもの健康・いのちの支援	(12)	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
(3)	安心・安全で快適に過ごせる環境づくり	(13)	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
(4)	多様な居場所と交流・体験の支援	(14)	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
(5)	子ども中心の学びの支援	(15)	社会的養育が必要な子どもへの支援
(6)	子ども・若者の未来の応援	(16)	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
(7)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	(17)	いじめのなどの未然防止と早期発見・解決への対応
(8)	経済的負担の軽減	(18)	外国につながる子どもとその家庭への支援
(9)	地域全体での子育て支援	(19)	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
(10)	ワーク・ライフ・バランスの推進	(20)	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

## V 子ども・子育て支援事業計画

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」においても、その方向性を同じくすべきものであることから、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。

### 2 次期子どもに関する総合計画策定の今後の進め方

答申を受けて、市として計画策定を進めます。

### 3 次期子どもに関する総合計画策定スケジュール(予定)

12月頃	教育子ども委員会 所管事務調査
12月下旬～	パブリックコメント
2月	次世代育成支援対策等推進会議(計画成案)
3月	計画公表

【別紙】 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申)

子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方

—答申—

なごや子ども・子育て支援協議会

令和6年6月

## 目次

はじめに	…1
I 計画策定の考え方	…3
1 策定の趣旨、計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 計画の基本的な視点	
(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点	
(2) 当事者参画の視点	
(3) 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点	
(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点	
(5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点	
II めざす姿と成果指標	…6
1 めざすまちの姿	
2 めざす姿	
3 成果指標	
III 現状と課題	…7
IV 施策・事業	…8
1 施策	
(1) 子どもの権利を守り生かすことへの支援	
(2) 子どもの健康・いのちの支援	
(3) 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり	
(4) 多様な居場所と交流・体験の支援	
(5) 子ども中心の学びの支援	
(6) 子ども・若者の未来の応援	
(7) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	
(8) 経済的負担の軽減	
(9) 地域全体での子育て支援	
(10) ワーク・ライフ・バランスの推進	
(11) 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	
(12) 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	
(13) 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	
(14) 虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	

- (15) 社会的養育が必要な子どもへの支援
- (16) ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
- (17) いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
- (18) 外国につながる子どもとその家庭への支援
- (19) 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困  
対策の推進
- (20) 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

2 事業

3 進捗管理

V 子ども・子育て支援事業計画 ……16

参考資料 ……17

## はじめに

なごや子ども・子育て支援協議会は、令和4年6月に「次期計画準備・調査部会」を、令和5年2月に「総合計画策定部会」「子ども・若者計画部会」「子育て家庭計画部会」「教育・保育計画部会」を設置し、次期「子どもに関する総合計画」の策定に向けた検討を重ねてきた。

令和6年2月、名古屋市長より協議会に対し、次期「子どもに関する総合計画」骨子案についての諮問があったことから、計画への反映を期待する策定に向けた考え方などについて、なごや子ども・子育て支援協議会として名古屋市長に対して提言するものである。

名古屋市は、これまでも「なごや子どもの権利条例」に基づく「子どもに関する総合計画」に従い、「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまち」（「なごや子どもの権利条例」前文）をつくる取り組みを進めてきたところである。

なごや子ども・子育て支援協議会は、計画の進捗状況を毎年度把握し、その推進に関し、意見を申し述べてきた。現行計画の計画期間における市の主な取り組みとして、高い保育ニーズに対応した保育所等の整備を進めており、保育所等利用児童数は令和5年度はじめに約49,600人に達した。さらに、多様な教育・保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり事業の拡充、医療的ケア児保育支援の実施等、さまざまな教育・保育の取り組みを推進してきたところである。

小学校就学後の子どもについては、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う、放課後施策に対する利用ニーズの高まりを受け、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境と子育てをしながら働きやすい環境を整えていくため、放課後事業を推進してきた。

子どもの虐待防止については、「名古屋市児童を虐待から守る条例」の推進をはかるべく、より一層の取り組みがなされ、児童相談所の専門的職員を増員するなど体制強化をはかるとともに、区役所への児童虐待対応支援員の増員や児童相談所兼務児童福祉司の配置も進めてきている。また、虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機会の提供や、子どもとの関わり方等に不安を抱える保護者への支援にも取り組んできた。

子ども・若者への支援については、子どもの最善の利益を確保するため、令和2年1月に子どもの権利相談室「なごもっか」を開設し、子どもの権利の保障や普及啓発を推進してきたほか、子ども・若者の積極的な社会参画の促進に向けて、令和4年5月に「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を策定するとともに、ワークショップなどで子どもの考えを聞く取り組みを進めている。また、家庭や学校等に居場所が見つからない子ども・若者が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、SNS や繁華街等における犯罪の未然防止をはかる「子ども・若者の居場所づくりモデル事業」など、子ども・若者の新たな居場所づくりにも取り組んでいる。

困難を有する子ども・若者への支援については、「若者・企業リンクサポート」の相談体制を令和4年度から拡充し、就労困難な若者が本人の特性や能力に応じた働き方ができるよう、若者と企業の両方をサポートする取り組みを進めてきた。また、児童養護施設退所者等

が自立した生活を継続できるよう、経済的負担を軽減するとともに、退所施設との関わりを継続するための支援を開始した。

子育て支援については、令和4年1月に子ども医療費の対象を入院・通院ともに高校生世代まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康を守る取り組みを進めてきた。また、名古屋市で生まれ育つ子どもと家庭に、子育てに必要な物品やサービスなどをプレゼントすることで、子育てを応援するメッセージや子育て支援情報を届ける「ナゴヤわくわくプレゼント事業」や、妊婦が緊急時に使えるタクシー券を支給する取り組みを新たに始めるなど、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境づくりを推進している。

現行計画の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰など、社会状況の変化により、子ども・若者や子育て家庭も大きな影響を受けてきた。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として人との接触が制限されたことなども背景に、学校での1人1台端末の導入など、急速にオンライン化が進められた。子ども・若者や子育て家庭への支援においても、SNS を活用した相談支援やオンラインでの学習サポートなどに取り組んできた。また、物価高騰の影響を受ける子ども食堂への食材配付や、保育所等給食の食材費を支援するなどの緊急的な取り組みも行った。

このように、さまざまな施策・事業が実施されてきており、個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっているとは言えないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、この答申では、次期「子どもに関する総合的な計画」に反映することを期待する諸点をまとめている。答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子どもの権利条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

令和6年6月10日

なごや子ども・子育て支援協議会 会長 平石賢二

次期「子どもに関する総合計画」(以下、「次期計画」という)の骨子案について、以下のよう  
に提案する。

## I 計画策定の考え方

### 1 策定の趣旨、計画の位置づけ

なごや子どもの権利条例 20 条により策定を定められた、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画としての位置づけが明確にされていることから、骨子案における以下の位置づけは適当と考える。

なお、「こども大綱」を勘案し策定する計画であることから、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけることも検討されたい。

- 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
- こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」として位置づける
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する

### 2 計画の期間

計画期間を令和7年度から令和11年度の 5 年間とすることは適当と考える。

### 3 計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

#### 4 計画の基本的な視点

現行計画においては、令和元年答申を参酌し策定された「基本的な視点」を踏まえ、子ども・若者・子育て家庭支援のさまざまな施策に取り組んできた。次期計画においても、「基本的な視点」を持って計画を策定し、推進していくことを期待する。

##### (1)子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体である。なごや子どもの権利条例においては、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「のびのびと豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」が子どもにとって大切な権利として定められている。

あらゆる場面で、こうした子どもの権利が保障されるよう配慮するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの最善の利益を重視するという視点を何よりも優先して、すべての施策・事業を推進していくことが重要である。

##### (2)当事者参画の視点

令和5年4月に施行されたこども基本法では、子どもの意見表明や社会参画機会の確保が基本理念の一つとして定められていることも踏まえ、子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自立した大人へと成長していく。子どもが参加すること、子どもが考えや思いを表明する機会を与えられること、子どもの考えや思いが尊重されること、子どもが考えや思いを表明するために必要な支援を受けられることが、一人ひとりの発達段階に応じて保障されるようつとめられたい。

また、若者や子育て家庭についても、当事者である若者・保護者らの参画を促し、その意見を反映することにより、多様化するニーズを捉えた施策・事業の実施につなげていくことを重視すべきである。

##### (3)一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点

予測困難な社会情勢の変化の中で、子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行うことが望まれる。すべての子どもの健やかな育ちのためには、その子ども・若者・子育て家庭の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなくライフステージを通して行われ、誰一人取り残されないことが重要である。

また、さまざまな背景を持つ子どもが共生し、自分だけでなく他者も尊重し、一人ひとりの個性をお互いに認め合いながら育っていける環境を推進する必要がある。

#### (4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点

子ども・若者・子育て家庭が、それぞれ必要とする情報を得られるよう、情報提供の時期や方法などを工夫されたい。特に、困難を有する子ども・若者・子育て家庭は、自ら支援の場に出向くことができない場合があることに留意し、支援する側がアウトリーチすることにより、実効性ある支援がなされることが必要である。

また、子ども・若者・子育て家庭にはそれぞれの経験があることを尊重し、誰もが安心して過ごせる場所・時間・人との関係性などを持つことができるように支援を充実させていくことが望まれる。

#### (5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

多様化・複雑化する問題に対応していくため、子ども・若者・子育て家庭を支援する側の量的拡充をはかるとともに、質の向上を進めることが重要である。安定した支援を継続的に行えるよう、人材の安定的な配置や研修の充実等の必要な援助により、支援者・団体の育成や支援に取り組むことが求められる。

民間団体は行政とともに、子ども・若者・子育て家庭の支援の一端を担う存在であり、行政と民間団体との連携・協働はより一層求められている。また、地域における見守りや助け合いが重視されていることから、子ども・若者・子育て家庭への支援に多様な地域コミュニティが協働できるとともに、一方向的な支援の関係性だけでなく、相互に支援を循環させることのできるような仕組みづくりにつとめられたい。

さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関や組織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークの強化をはかることが必要である。

## II めざす姿と成果指標

### 1 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」を柱とすることが望ましい。

### 2 めざす姿

現行計画において、計画の対象それぞれの10、20年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。

対 象	め ざ す 姿
子 ども	安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども
若 者	自らの居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者
子育て家庭	保護者が仕事と家庭生活のバランスを図りながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社 会	子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

### 3 成果指標

めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、骨子案の指標を用いることは適当と考える。現行計画における目標値に対する達成状況等を勘案しながら、次期計画の計画期間における目標値を適切に設定し、目標達成に向け、効果的に施策を推進していくことが望まれる。

### Ⅲ 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

少子化や核家族化、新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、子どもの体験活動や交流の機会が減少傾向にあることから、その機会の重要性を改めて認識した上で、多様な体験・交流の場や機会を提供する取り組みが求められている。

不登校児童生徒数が増加傾向にあるが、その要因はさまざまに複雑に関わりあう場合が多い。子ども一人ひとりに向き合い、きめ細かな支援を充実させるとともに、すべての子どもの学ぶ権利を保障されるよう、ICT を活用した学習など多様な支援を進められたい。

若者の価値観が多様化する中で、物理的な場所だけでなく、時間や人との関係性の中で、安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりが求められている。

少子化の進行が深刻さを増す中で、それぞれの結婚や妊娠・出産、子育てに対する希望がかなっていない状況がある。若者が結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し希望を抱くことができるような取り組みを進めるとともに、家族を持つことや子どもを生み、育てることを希望する若者が、その希望をかなえられるよう支援することが求められている。若者の選択を尊重し、その選択を社会全体で応援するという意識を醸成していくことも必要である。

子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。自殺予防教育や、自殺リスクの早期発見、多様な手段を用いた相談体制の整備など、総合的に取り組んでいく必要がある。

子どもを育てる保護者の就労状況や就労形態の変化を踏まえ、男女ともに仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境の整備を一層進めていくことが必要である。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることがないように、当事者だけでなく子育て家庭を取り巻く社会全体の意識の醸成が求められている。

子育て家庭が経済的な不安を感じることはないよう、子どもの育ちを支えるために必要な経済的支援の充実が必要である。また、家庭の経済的な状況によって、子どもの現在・将来の選択が狭められることのないよう、子どもが多様な経験をすることのできる場や機会の提供も含めた支援が求められる。

子育て家庭をめぐる環境が変化している中で、子育て家庭が孤立感を深めたり、悩みや困りごとを抱え込んだりすることのないよう、それぞれの家庭が必要とする支援や関わりを地域で適切に提供できる仕組みづくりが必要である。

子どもの健やかな育ちを社会全体で後押しするため、子ども・若者・子育て家庭を応援する機運の醸成とともに、社会全体で子どもを育てるという意識の醸成が求められている。

## IV 施策・事業

### 1 施策

前述のめざす姿等を実現するために、次期計画の計画期間内に取り組むべき施策の体系と方向性について、次のように提案する。

#### (1)子どもの権利を守り生かすことへの支援

なごや子どもの権利条例(以下「子どもの権利条例」という。)の認知度について、平成 30 年度と比較すると、子ども、保護者のいずれにおいても上昇した。しかしながら、令和 5 年度調査で、内容を知っている子どもは 5.3%、保護者は 3.2%に留まっている。また、18 歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいても、認知度は平成 30 年度に比べ上昇しているものの、「知らない」という方が依然として 6 割を超えている。子どもの権利を保障するため、子どもの権利条例の趣旨が広く市民に周知され、共有されるようつとめられたい。

また、子どもの権利条例で定められている 4 つの権利が守られているかどうかについて、いずれの権利も子どもでは約11~17%が、保護者では約18~27%が守られていないと答えている。例えば、「主体的に参加する権利」については、学校や日常生活の中ですでに取り組まれていることもあるように、日々の生活の中で子どもの権利が守られ、それが子どもの権利であるということを意識することができるよう、市民の日常に根差した啓発も必要である。

#### (2)子どもの健康・いのちの支援

引き続き子どもが安心して医療や健診を受けられる環境を整えていくとともに、新型コロナウイルス禍でのさまざまな行動制限やインターネット使用時間の増加により拍車がかかった子どもの運動不足を改善し、子どもたちの生きる力を育てるため、運動に親しむ子どもを増やす取り組みを進め、子どもの体力・運動能力の向上の推進をはかっていくことなども必要である。

また、子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあることは喫緊の課題である。誰も自殺に追い込まれることのないよう、悩みを抱えた際に SOS を出せるよう啓発するなど対策をより一層強化するとともに、部局の垣根を越えた総合的な自殺予防に取り組むことが求められる。

#### (3)安心・安全で快適に過ごせる環境づくり

すべての子どもが健やかに育つためには、事故や犯罪被害、災害から子どもの安全が守られなくてはならない。住まいや子どもが過ごす場所での安全対策を進めるとともに、子ども自身が発達に応じて安全教育的を受ける機会を与えられることが必要である。

また、子ども、妊産婦、子ども連れ等すべての方が安心して外出し、施設等を利用できるようバリアフリーを推進するとともに、保護者の性別や子どもの年齢等に関

係なく子どもを連れて外出しやすいまちとなるよう施設等の整備を進めることが望まれる。

#### (4)多様な居場所と交流・体験の支援

居場所を持つことは、自己肯定感の形成などにも関わる要素であり、すべての子ども・若者が、場所や時間、人との関係性を含めて、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりが求められている。多くの子どもの居場所となっている児童館や子ども会等の既存の事業についても、子ども・若者のよりよい居場所となるよう取り組まれない。

少子化や家庭環境の多様化、新型コロナウイルス禍での行動制限などにより、子どもの体験・交流の機会が減少傾向にある。遊びや体験活動、さまざまな年齢の子どもや地域の大人との交流を通して、子どもたちは主体性や社会性を身につけていくことや、自分に合った居場所を見つけることができる。子ども・若者がそれぞれの状況に応じて、多様な体験や交流ができ、自分の居場所を持つことができるよう、地域資源もいかした機会や場の提供が望まれる。

保護者の就労状況の変化等により、放課後施策に対する市民ニーズは高まっている中で、放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、小学校年齢期の放課後の居場所の充実が喫緊の課題である。子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができるよう、質の確保にも十分留意しながら、放課後施策の拡充に取り組まれない。

#### (5)子ども中心の学びの支援

市立小・中学校での不登校児童生徒数が増加しているが、すべての子どもに学ぶ権利があり、一人ひとりの状況に応じた学びの機会が保障されなければならない。「民間オンライン学習プログラム」や、中学校で実施されている「校内の教室以外の居場所づくり」などの取り組みについて、引き続き丁寧に推進されたい。

また、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化など、学校を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の長時間勤務が常態化するなど、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築しながら、多様な学びの場を確保するなど、子どもの学びの充実に向けた環境づくりを進めていく必要がある。

#### (6)子ども・若者の未来の応援

子どもたちが自分らしく生きるためには、子ども・若者が今だけでなく、将来の見通しを持って夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう支えられることも重要である。子ども・若者が自分の適性等を理解した上で、進学や就職、結婚、妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントにかかる選択を行うことができるよう、ライフステージに応じたキャリア形成やライフデザインの支援が望まれる。

また、働くことや家族を持つことには多様な価値観や考え方があることを大前提

として、子ども・若者がどのような選択をしても、その決定が尊重され社会全体で応援されるよう、社会機運を醸成していくことも求められる。

#### (7)安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

安心して子どもを生み、育てるためには、子どもが生まれてからだけではなく、妊娠前から妊娠期、出産、子育て期へと切れ目なく支援を行っていく必要がある。妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談支援につとめるとともに、これから親になる人への子育てにかかる情報提供を充実させることは、虐待防止の観点からも重要である。

支援にあたっては、保護者それぞれの状況に合った情報提供とともに、きめ細かくフォローできる伴走型の相談支援体制が求められている。相談窓口については、ワンストップで相談できることが望ましいが、それが難しい場合には、相談機関同士で役割分担と連携を行うことができる仕組みづくりが必要である。

さまざまな支援を通して、保護者が安心感を持って子どもを生み、育てることに向き合えるよう取り組まれない。

#### (8)経済的負担の軽減

子育てに経済的負担を感じたことのある保護者の割合は、平成30年度調査39.4%から令和5年度調査44.1%と4.7ポイント増加している。また、市の経済的な支援の充実に満足していない方が、特に就学前の子どもを持つ保護者で平成30年度調査24.6%から12.9ポイント増加し、37.5%となっている。

経済的支援においては、子ども医療費自己負担額の助成制度など評価できる取り組みもある。一方で、物価高騰や教育費負担の増加等により子育て家庭での経済的な負担感が増しているとともに、所得制限により助成・負担軽減制度を利用できない子育て家庭での不満が高まっていることが推察される。

経済的負担を理由とした子育て家庭の困難感を軽減するよう、引き続き経済的支援を必要とする家庭への切れ目のない助成や負担軽減に取り組むとともに、子育てにかかるさまざまな支援があるということを積極的に広報していくことも必要である。

#### (9)地域全体での子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、身近な人から子育てに関する支援を受けることが難しい状況にある。子育てすることへの悩み・不安を抱え込んでしまうことのないよう、子ども連れの保護者が出向きやすい身近な場所で支援が受けられる体制が必要である。あわせて、孤立感の解消がはかれるよう、他の子育て家庭と気軽に交流できるような工夫も検討されたい。

地域、団体、企業等にも子どもや子育て家庭への理解を促し、協調しながら支援に積極的に関わってもらえるよう、地域が子ども・子育てを温かく見守り、地域全体

で子ども・子育てを支えていくという意識の醸成も必要である。

#### (10)ワーク・ライフ・バランスの推進

働いていた母親のうち出産前後(それぞれ1年以内)に仕事をやめた割合は平成30年度調査55.3%から令和5年度調査36.4%と大幅に減少しており、出産後も仕事を続ける女性が増えてきている。育児休業を取得した父親の割合(父母ともに取得した場合を含む)は平成30年度調査2.5%から令和5年度調査12.9%と増加している。男女ともに育児休業を取得しやすい環境とともに、子育てしながら就労する人が柔軟に働くことのできる環境を整えていくことがより一層必要となっている。

一方で、教育を含む子育てを主に行っているのが母親である割合は平成30年度調査78.9%から令和5年度調査69.4%と減少しているものの、依然として母親に偏っている状況がある。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることによる、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの不満が解消されるよう、子育て家庭のみならず、地域や企業等を含めた社会全体の意識を醸成することも求められる。

#### (11)質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

少子化の進行に伴い、保育所等利用申込者数の伸びは鈍化傾向にあり、教育・保育にかかる市民ニーズは量の拡大から、これまで以上に質の向上へと移行している。また、働き方の多様化による休日保育や延長保育の利用者の増加や、配慮が必要な子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの期待はさらに高まっている。必要な量を確保するとともに、利用する子どもが安心して過ごすことができるよう取り組み、保護者にとって分かりやすく利用しやすい仕組みづくりが求められる。

名古屋市内の幼稚園や保育所等を利用するすべての子どもの育ちを支えるためには、施設類型を問わず教育・保育の質が担保されるよう、教育・保育施設における子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なガイドライン等を策定するとともに、ガイドライン等を踏まえた評価・改善の仕組みづくりが望まれる。

教育・保育の質をより高めていく上で、教育・保育を担う人材の確保と一人ひとりの資質や専門性の向上は必要不可欠である。すでに取り組みされている保育士確保対策をより一層進めるとともに、離職防止につながる取り組みなどを通して、よりよい働き方が実現できる仕組みづくりも求められる。研修が日々の教育・保育に直接的につなげられるよう地域単位で実践的な研修を行うほか、オンライン研修等の受講しやすい工夫を行うなど、研修の充実をはかることを通して、質の向上につなげられたい。

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携・接続を通して、めざすべき共通の資質・能力が一貫して育まれることが重視されている。円滑な幼保小接続のためにどのような取り組みが必要であるのか、関係部局間で連携・共同し検討されたい。

## (12)社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

ひきこもり、不登校など困難を有する子ども・若者の問題に対しては、「子ども・若者総合相談センター」を核とした支援の充実がはかられているところであるが、深刻な相談が増加しており、1件ごとの対応に相当の時間を要しているとともに、支援員の負担も大きくなっている現状から、組織的に対応することができる体制づくりなど対策を講じていくことが必要である。

働くための能力を身につけても、本人の特性から就職に至らない若者や意に沿わない短期離職を繰り返す若者もいる。そういった若者が自身の特性をいかして働くことができるよう、一人ひとりの特性や状況に応じた就労支援や企業とのマッチングを丁寧に行うとともに、支援の有効性について企業をはじめとした社会の理解が促進されるよう周知に取り組むことが求められる。

## (13)障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

市民に十分な情報を提供し、障害や発達に特性のある子どもについて正しい理解を促すとともに、障害や発達の特性の有無に関わらず、安心してともに暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所や学校等におけるインクルージョンを推進されたい。

発達障害への認知の高まりや子育て環境の変化などにより、子どもの発達について不安感を抱く保護者が増えている。まずは保護者の不安感を受け止め、育児不安の段階から支援をしていく必要がある。

子ども発達支援のニーズは高まっており、地域療育センターの体制を拡充するとともに、幼稚園・保育所や放課後児童クラブ等のバックアップを行うことなどにより、それぞれの子どもが置かれた環境やライフステージに応じて、子ども・子育て支援の一般施策と一体的に子ども発達支援が切れ目なくなされることが望まれる。

また、医療的ケアや専門的支援が必要な子どもが安心して地域での生活を送れるよう、適切な支援を提供するため、関係機関の連携体制の強化に取り組まされたい。

## (14)虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

子どもの虐待相談は高い水準で推移している。不適切な養育につながる可能性のある家庭、子どもの SOS をできる限り早期に把握し対応するため、福祉・保健・教育分野を担当する部署の連携を強化するとともに、相談体制や専門性を充実させていくことが重要である。

未然防止の取り組みとして、これから親になる人も含めて、さまざまな場面で子育てを学ぶことができるよう、オンライン講座や動画配信など、子育て世代により身近な手段での情報や機会の提供を工夫されたい。

ヤングケアラーについては、子どもの権利の観点からも重大な問題があるが、子ども自身や家族に自覚がない場合もあり、周りの大人も気づきにくい。子どもや周囲の大人が気づくことができるよう、理解・認識を高めるための広報・啓発により一

層取り組むとともに、ヤングケアラーが気軽に相談できる仕組みづくりが必要である。ケアを行う子どもを把握した場合には、子ども本人の気持ちにも配慮しながら、必要な支援につなげることが求められる。

#### (15)社会的養育が必要な子どもへの支援

児童養護施設等においては、被虐待や障害等の多様な困難を有する子どもを受け入れている状況があり、そうした子どもを受け止めることができるよう、施設職員の専門性の向上とともに、一人ひとりに合わせた対応が可能となる環境整備が望まれる。

社会的養育を必要とする子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭的な養育環境で育てられることが望まれていることから、里親やファミリーホームの充実が求められている。登録里親数の増加に伴い、里親が安心して適切な養育ができるよう日頃からの支援も重要となっており、児童相談所や児童養護施設等の連携による支援や里親支援センターの設置などによる里親支援の体制強化が必要である。

また、社会的養育を受けていた子どもは、大学等進学率の格差などに表れるように、進学や就労、自立した生活を営む上で、さまざまな困難に直面している状況がある。自立に向けた支援を進めるとともに、進学・就職した後のフォローアップの充実につとめる必要がある。

#### (16)ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

令和5年度に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査によれば、母子世帯の母親の約9割が就労している一方で、就労形態としては非正規雇用の割合が高くなっている。母子世帯の平均年間世帯収入は317.9万円であり、平成30年度と同調査における母子世帯の世帯年収は319.3万円であったことを踏まえると、ひとり親家庭の経済的な厳しさは依然として深刻であると言える。ひとり親家庭の経済面での課題は、子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持っており、ひとり親家庭に対する経済的支援とともに、より収入が高く安定した就労を可能にする支援が必要とされている。あわせて、子どもに多様な経験をする機会を提供するなど、貧困の連鎖を断ち切るための支援にも引き続き取り組むことが求められる。

ひとり親家庭への相談支援はこれまでも行ってきたところだが、ひとり親世帯等実態調査によれば、名古屋市の施策等で期待することでは「相談事業の充実」がもっとも多くなり、ひとり親家庭の保護者が相談支援につながることなく孤立している状況が懸念される。父子世帯も含めて、ひとり親家庭に対して必要な支援が確実に行き渡るよう、わかりやすくきめ細やかな情報提供につとめるとともに、さらに積極的な相談支援に取り組まれない。

また、子どもにとっての不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保や安全な親子交流のため、離婚を考えている時期など早い段階からの相談支援や取り

決めの促進について、引き続き周知につとめることが必要である。

#### (17)いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であり、未然防止に取り組むとともに、事態を深刻化させないために早期に発見し、組織的な対応を行うことが非常に重要である。

名古屋市の子童生徒 1,000 人あたりのいじめ認知件数は、平成 30 年度には 14.5 であったところ、令和 4 年度には 43.9 と大きく増加している。いじめの対応にはまずいじめを認知することが必要であり、さらに積極的に認知し早期対応するため、子ども一人ひとりとふれ合う時間が確保できるよう教員の多忙化解消に取り組まれない。加えて、なごや子ども応援委員会との連携が十分に機能するよう、活用方法の研修を教職員に対して実施することも必要である。

子どもへのスマートフォンの普及などに伴い、SNS 上の誹謗中傷など、いわゆる「ネットいじめ」も増えていることから、情報モラル教育の一層の充実も望まれる。

#### (18)外国につながる子どもとその家庭への支援

市の国際化が進む中、外国にルーツを持つ子どもや長期の外国生活を経て帰国した子どもなど、外国につながる子どもが増えている。外国につながる子どもは母語や文化の違いなどから、孤立しがちであったり、生活に適応しづらかったりする。外国につながる子どもが日本での生活に適応し、希望するキャリアを選択できるよう、言語的・文化的背景の違いに配慮しながら、日本語指導や生活・学習・就労の支援などを行うことが必要である。

外国につながる子どもの保護者の中には、日本語を理解できない人もおり、相談窓口や支援制度などの必要な情報が十分に伝わっていない場合や、子どもがやむを得ず通訳をしている場合もある。子どもが安心して生活できるよう、保護者に対して、子育て支援や教育制度、相談窓口等に関する情報を多様な言語・手段で提供することがより一層求められる。

#### (19)子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

調査結果によると、生活レベルが「やや苦しい」「かなり苦しい」と感じている子どもは自己肯定感が低い、大学進学希望が少ないなどの傾向が見られた。子どもの貧困は、心身の健康や進学機会、学習意欲等に影響を及ぼす深刻な問題である。子どもの健やかな育ちを保障するには、子育て家庭の経済的基盤を支えることが必要不可欠である。

子ども・若者がその環境にかかわらず、能力や可能性を伸ばして、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習や体験の機会を提供するとともに、多様な進路選択を可能とする支援も望まれる。

生活困窮状態にある保護者の安定的な経済基盤を確保するため、所得の増大や

職業生活の安定、子育てと両立できる就労に向けた職業訓練と就職の支援も必要である。

貧困の連鎖を生じさせないために、将来にわたる子どもの貧困の解消に向け、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を充実していくことを期待する。

## (20) 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合は、平成30年度調査31.5%から令和5年度調査26.7%と4.8ポイント減少している。また、18歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいて、子どもを取り巻く環境に関心がある市民の割合は、平成30年度調査76.3%から令和5年度調査71.6%と4.7ポイント減少した。子どもや子育て家庭が社会の中で安心して過ごすことができ、多様な支援制度を気兼ねなく利用することができるよう、子ども・若者・子育て家庭を社会全体で見守り、応援する機運の醸成が求められる。子どもや子育てに対するポジティブな意識を社会で共有するような広報・啓発を充実させるとともに、公共の場において妊産婦や子どもを連れた家庭に配慮する案内や施設整備を実施するなど、市民生活の中で理解を促進する取り組みも工夫されたい。

子どもの権利条例がめざす「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」の実現に向け、名古屋市が子ども・若者・子育て家庭を応援していることが当事者だけでなくすべての市民に伝わるよう、メッセージを強く打ち出していくことも望まれる。

## 2 事業

施策の推進に資する事業を適切に実施されたい。

## 3 進捗管理

計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会に意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、子どもに関する総合計画等に反映させることができるよう、仕組みを工夫することも期待される。

## V 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成することが必要である。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、調査結果を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」においても、その方向性を同じくすべきものであることから、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。

子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の趣旨を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うようつとめるとともに、発達段階に応じた子どもとの関わりを支援することが必要である。また、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることや人材を育て、いかしていくことも重要であると考えらる。

こうした点を踏まえ、名古屋市が定めた支援事業計画が確実に実施されるとともに、その評価・検証を行い、ニーズに的確に対応していくことが必要である。

注：特に記載のない名古屋市が実施した調査の結果については、「令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」を示す。

参考資料

1 検討経過

会議等	開催日	議題等
第1回子ども・子育て支援協議会	令和4年 6月13日	・次期子どもに関する総合計画策定に係る準備について
第1回次期計画準備・調査部会	8月30日	・次期計画準備・調査部会について ・わくわくプラン2024策定時からの新たな課題について
第2回次期計画準備・調査部会	10月19日	・次期計画における基本的な考え方(案)について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査について ・次期計画に係る部会構成について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第3回次期計画準備・調査部会	令和5年 1月20日	・第2回部会の概要について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の設置について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月3日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第1回総合計画策定部会	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の役割について</li> <li>・次期子どもに関する総合計画策定スケジュールについて</li> <li>・次期子どもに関する総合計画策定の方向性について</li> <li>・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について</li> </ul> <p>【教育・保育計画部会のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の保育施策のあり方検討について</li> </ul>
第1回子ども・若者計画部会	5月22日	
第1回教育・保育計画部会	5月22日	
第1回子育て家庭計画部会	5月25日	
第1回子ども・子育て支援協議会	6月7日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の検討状況について
第2回教育・保育計画部会	7月14日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について

会議等	開催日	議題等
第3回教育・保育計画部会	9月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の教育・保育施策のあり方検討について</li> <li>・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について</li> <li>・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について</li> </ul>
第2回子育て家庭計画部会	10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援団体からのヒアリング及び意見交換</li> <li>・子育て家庭にかかる施策のあり方について</li> <li>・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について</li> </ul>
第2回子ども・若者計画部会	10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者支援団体からのヒアリング及び意見交換</li> <li>・子ども・若者にかかる施策のあり方について</li> <li>・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について</li> </ul>
第2回総合計画策定部会	10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画3部会における検討状況等について</li> <li>・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について</li> <li>・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について</li> </ul>
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について</li> </ul>
第4回教育・保育計画部会	12月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の教育・保育施策のあり方検討について</li> <li>・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について</li> </ul>
第3回子ども・若者計画部会	12月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者にかかる施策のあり方について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について</li> </ul>
第3回子育て家庭計画部会	12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭にかかる施策のあり方について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について</li> </ul>
第3回総合計画策定部会	12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画3部会における検討状況等について</li> <li>・次期子どもに関する総合計画のめざす姿と成果指標について</li> </ul>
第5回教育・保育計画部会	令和6年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯からのヒアリング及び意見交換</li> <li>・今後の教育・保育施策のあり方検討について</li> </ul>
第3回子ども・子育て支援協議会	2月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について</li> </ul>
第4回子ども・若者計画部会	4月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について</li> </ul>

会議等	開催日	議題等
第4回子育て家庭計画部会	4月25日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について
第6回教育・保育計画部会	4月26日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第4回総合計画策定部会	5月14日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について
第1回子ども・子育て支援協議会	6月10日	・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について

## 2 なごや子ども・子育て支援協議会 委員 (令和4年6月13日～)

会 長 平石 賢二

副会長 門間 晶子

氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
鈴木 潤子	名古屋市子ども会連合会 (浅野委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
浅野 香代子					
大熊 宗麿	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 (内山委員 令和6年6月1日～ 委員交代)				
内山 和美					
杉江 不二子	公募委員 (蛭沢委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
蛭沢 光					
大橋 勝	名古屋人権擁護委員協議会 (小笠原委員 令和5年5月17日～ 委員交代)				
小笠原 孝三					
竹内 賢一	名古屋市立高等学校 PTA 協議会 (渡辺委員 令和5年5月12日～ 委員交代) (甲斐田委員 令和6年6月1日～ 委員交代)		○		
渡辺 優子					
甲斐田 奈津					
加藤 章一	名古屋市区政協力委員議長協議会 (加藤和政委員 令和6年5月24日～ 委員交代)				
加藤 和政					
門間 晶子	名古屋市立大学大学院看護学研究科	○		◎	
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				
鬼頭 菊恵	名古屋市社会的養育施設協議会		○		
久世 康浩	愛知県経営者協会			○	
河野 荘子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	○		

氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
木下 孝一	特定非営利活動法人 CAPNA (小久保委員 ~令和4年8月31日) (木下委員 令和4年9月1日~ 委員交代) (小久保委員 令和5年5月12日~ 委員交代)			○	
小久保 裕美					
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授	○			◎
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
鈴木 敏	公益社団法人愛知県防犯協会連合会				
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会 (瀧川委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
瀧川 紀子					
田添 千裕	名古屋市立小中学校 PTA 協議会			○	
服部 忠夫	一般社団法人名古屋市医師会 (立松委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
立松 康					
近藤 明代	名古屋市地域女性団体連絡協議会 (谷口委員 令和4年9月1日~ 委員交代)				
谷口 ますみ					
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	◎		
西淵 茂男	名古屋市教育委員会 (中谷委員 令和4年9月1日~ 委員交代)				○
中谷 素之					
竹内 秀明	名古屋商工会議所 (加藤委員 令和4年9月1日~ 委員交代) (田中委員 令和5年5月22日~ 委員交代) (名畑委員 令和6年4月12日~ 委員交代)			○	
加藤 学					
田中 利直					
名畑 里奈					
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会				
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会 (水越委員 令和6年6月1日~ 委員交代)			○	
水越 昭雄					
水野 真理子	公募委員			○	
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟 (村松委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
村松 千里					
山田 恭平	特定非営利活動法人こども NPO		○		

氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
山谷 奈津子	愛知県弁護士会				○
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
蒔田 健吉	愛知県警察本部生活安全部少年課				
弓場 光寿	(弓場委員 令和6年6月1日～ 委員交代)				

なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員(令和4年6月13日～)

氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
金武 和弘	なごや若者サポートステーション				
阿部 路代	名古屋市立小中学校長会				
笹口 真	(笹口委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
安藤 久美子	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会				
白井 元規	(白井委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
加藤 裕司	名古屋市立高等学校長会				
水野 基行	(水野委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
内木 泰志	(内木委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
舟橋 寛	愛知県労働局就業促進課				
澤田 圭紀	(澤田委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
中島 正尊	(中島委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
岩下 伸弥	厚生労働省愛知労働局職業安定課				
古江 俊博	(古江委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会				
橋本 大輔	名古屋法務局人権擁護部 人権擁護専門官				
堀端 静夫	(令和5年5月15日～) (堀端委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
加藤 義人	岐阜大学工学部 (令和5年4月24日～)				○
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会 (令和5年4月24日～)			○	

氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
川瀬 正裕	金城学院大学人間科学部 (令和5年4月24日～)		○		
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部 (令和5年5月1日～)				○

部会欄について

・部会の別

「総」次期計画準備・調査部会、総合計画策定部会

「子」子ども・若者計画部会

「家」子育て家庭計画部会

「教」教育・保育計画部会

・所属委員

「◎」部会長      「○」部会員